

- 以下「法律」-
- (居室の採光及び換気)
- 第28条 住宅、政令で定めるものの居室(政令で定めるものに限る。)には、採光のための窓その他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、住宅にあつては1/7以上、その他の建築物にあつては1/5から1/10までの間において政令で定める割合以上としなければならない。ただし、この限りでない。
- 2 居室には換気のための窓その他の開口部を設け、その換気に有効な部分の面積は、その居室の床面積に対して、1/20以上としなければならない。ただし、政令で定める技術的基準に従つて換気設備を設けた場合においては、この限りでない。
- 3 別表第一(一)欄(1)項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室又は建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こゝろその他火を使用する設備若しくは器具を設けたもの(政令で定めるものを除く。)には、政令で定める技術的基準に従つて、換気設備を設けなければならない。
- 4 必ずま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は、前3項の規定の適用については、1室とみなす。

- (石綿その他の物質の飛散又は発散に対する衛生上の措置)
- 第28条の2 建築物は、石綿その他の物質の建築材料からの飛散又は発散による衛生上の支障がないよう、次に掲げる基準に適合するものとしなければならない。
- 一 建築材料に石綿その他の著しく衛生上有害なものとして政令で定める物質(次号及び第三号において「石綿等」という。)を添加しないこと。
- 二 石綿等をあらかじめ添加した建築材料(～)を使用しないこと。
- 三 居室を有する建築物にあつては、前二号に定めるもののほか、石綿等以外の物質でその居室内において衛生上の支障を生ずるおそれがあるものとして政令で定める物質の区分に応じ、建築材料及び換気設備について政令で定める技術的基準に適合すること。

- (地階における住宅等の居室)
- 第29条 住宅の居室、学校の教室、病院の病室又は寄宿舎の寢室で地階に設けるものは、壁及び床の防湿の措置その他の事項について衛生上必要な政令で定める技術的基準に適合するものとしなければならない。

- (長屋又は共同住宅の各戸の界壁)
- 第30条 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、小屋裏又は天井裏に連するものとするほか、その構造を遮音性能(隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために界壁に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

- (便所)
- 第31条 下水道法(～)第2条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所(污水管が下水道法第2条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。)以外の便所としてはならない。
- 2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽(その構造が汚物処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。)に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。)を設けなければならない。

- 以下「施行令」-
- (学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光)
- 第19条 法第28条第1項(～)の政令で定める建築物は、児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業(～)の用に供する施設(以下「児童福祉施設等」という。)とする。
- 2 法第28条第1項の政令で定める居室は、次に掲げるものとする。
- 3 児童福祉施設等の寢室(入所する者の使用するものに限る。)
- 3 法第28条第1項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の(1)から(5)までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から1/10までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。

- (有効面積の算定方法)
- 第20条 法第28条第1項に規定する居室の窓その他の開口部(以下この条において「開口部」という。)で採光に有効な部分の面積は、当該居室の開口部ごとの面積に、それぞれ採光補正係数を乗じて得た面積を合計して算定するものとする。ただし、この限りでない。
- 2 前項の採光補正係数は、次の各号に掲げる地域又は区域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより計算した数値(天窗にあつては当該数値に3.0を乗じて得た数値、その外側に幅90cm以上の緑色(ぬれ緑を除く。))その他これに類するものがある開口部にあつては当該数値に0.7を乗じて得た数値とする。ただし、採光補正係数が3.0を超えるときは、3.0を限度とする。
- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域 隣地境界線(～)又は同一敷地内の他の建築物(～)若しくは当該建築物の他の部分に面する開口部の部分で、その開口部の直上にある建築物の各部分(～)が

- らその部分の面する隣地境界線(開口部が、道(～)に面する場合にあつては当該道の反対側の境界線とし、公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面に面する場合にあつては当該公園、広場、川その他これらに類する空地又は水面の幅の1/2だけ隣地境界線の外側にある線とする。)又は同一敷地内の他の建築物若しくは当該建築物の他の部分の対向部までの水平距離(以下この項において「水平距離」という。)を、その部分から開口部の中心までの垂直距離で除した数値のうち最も小さい数値(以下「採光関係比率」という。)に6.0を乗じた数値から1.4を減じて得た算定値(次のイから八までに掲げる場合にあつては、それぞれイから八までに定める数値)
- イ 開口部が道に面する場合であつて、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ロ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が7m以上であり、かつ、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ハ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が7m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 0
- 二 準工業地域、工業地域又は工業専用地域 採光関係比率に8.0を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値(次のイから八までに掲げる場合にあつては、それぞれイから八までに定める数値)
- イ 開口部が道に面する場合であつて、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ロ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が5m以上であり、かつ、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ハ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が5m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 0
- 三 近隣商業地域、商業地域又は用途地域の指定のない区域 採光関係比率に10を乗じた数値から1.0を減じて得た算定値(次のイから八までに掲げる場合にあつては、それぞれイから八までに定める数値)
- イ 開口部が道に面する場合であつて、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ロ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が4m以上であり、かつ、当該算定値が1.0未満となる場合 1.0
- ハ 開口部が道に面しない場合であつて、水平距離が4m未満であり、かつ、当該算定値が負数となる場合 0

- (換気設備の技術的基準)
- 第20条の2 法第28条第2項ただし書の政令で定める技術的基準及び同条第3項(～)の政令で定める特殊建築物(以下この条において「特殊建築物」という。)の居室に設ける換気設備の技術的基準は、次のとおりとする。
- 一 換気設備の構造は、次のイから二まで(特殊建築物の居室に設ける換気設備にあつては、ロから二まで)のいずれかに適合するものであること。
- イ 自然換気設備にあつては、第129条の2の6第1項の規定によるほか、次に定める構造とすること。
- ロ 機械換気設備(中央管理方式の空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給(排出を含む。))をすることができる設備をいう。)を除く。以下同じ。)にあつては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に定める構造とすること。
- (1) 一 機械換気設備が2以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量は、当該2以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。
- (2) 一 機械換気設備が2以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量は、当該2以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。
- (3) 一 機械換気設備が2以上の居室その他の建築物の部分に係る場合にあつては、当該換気設備の有効換気量は、当該2以上の居室その他の建築物の部分のそれぞれについて必要な有効換気量の合計以上とすること。
- 八 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第129条の2の6第3項の規定によるほか、衛生上有効な換気を確保することができるものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造とすること。
- 二 イから八までに掲げる構造とした換気設備以外の設備にあつては、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣の認定を受けたものとする。
- (1) 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね1,000/100以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね10/100以下以下に保つ換気ができるものであること。
- (2) 一 当該居室で想定される通常の使用状態において、当該居室内の人が通常活動することが想定される空間の炭酸ガスの含有率をおおむね1,000/100以下に、当該空間の一酸化炭素の含有率をおおむね10/100以下以下に保つ換気ができるものであること。
- 二 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街に設ける機械換気設備(～)及び中央管理方式の空気調和設備の制御及び作動状態の監視は、当該建築物、同一敷地内の他の建築物又は同一敷地内の他の建築物の内にある管理事務所、守衛所その他常時当該建築物を管理する者が勤務する場所で遊離階又はその直上階若しくは直下階に設けたもの(以下「中央管理室」という。)において行うことができるものであること。

- (火を使用する室に設けなければならない換気設備等)
- 第20条の3 法第28条第3項の規定により政令で定める室は、次に掲げるものとする。
- 一 火を使用する設備又は器具で直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造を有するものその他室内の空気を汚染するおそれがないもの(以下この項及び次項において「密閉式燃焼器具等」という。)以外の火を使用する設備又は器具を設けていない室
- 二 床面積の合計が100㎡以内の住宅又は住戸に設けられた調理室(発熱量の合計(密閉式燃焼器具等又は煙突を設けた設備若しくは器具に係るものを除く。次号において同じ。))が12kW以下の火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。)で、当該調理室の床面積の1/10(0.8㎡未満のときは、0.8㎡とする。)以上の有効開口面積を有する窓その他の開口部に換気上有効に設けたもの
- 三 発熱量の合計が6kW以下の火を使用する設備又は器具を設けた室(調理室を除く。)で換気上有効な開口部を設けたもの

(著しく衛生上有害な物質)
第20条の4 法第28条の2第一号(～)の政令で定める物質は、石綿とする。

(居室において衛生上の支障を生ずるおそれがある物質)
第20条の5 法第28条の2第三号の政令で定める物質は、クロルビリホス及びホルムアルデヒドとする。

(居室を有する建築物の建築材料についてのクロルビリホスに関する技術的基準)
第20条の6 建築材料についてのクロルビリホスに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。
一 建築材料にクロルビリホスを添加しないこと。
二 クロルビリホスをあらかじめ添加した建築材料(～)を使用しないこと。

(居室を有する建築物の建築材料についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)
第20条の7 建築材料についてのホルムアルデヒドに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。
一 居室(～)～(～。以下この条において「内装」という。)の仕上げには、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発生させるものとして国土交通大臣が定める建築材料(以下この条において「第一種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。))を使用しないこと。
二 居室の内装の仕上げに、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.02mgを超え0.12mg以下の量のホルムアルデヒドを発生させるものとして国土交通大臣が定める建築材料(以下この条において「第二種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。))又は夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.005mgを超え0.02mg以下の量のホルムアルデヒドを発生させるものとして国土交通大臣が定める建築材料(以下この条において「第三種ホルムアルデヒド発散建築材料」という。))を使用するときは、それぞれ、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に次の表(1)の項に定める数値を乗じて得た面積又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用する内装の仕上げの部分の面積に同表(2)の項に定める数値を乗じて得た面積(居室の内装の仕上げに第二種ホルムアルデヒド発散建築材料及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料を使用するときは、これらの面積の合計)が、当該居室の床面積を超えないこと。

	住宅等の居室		住宅等の居室以外の居室		
	換気回数が0.7以上	その他～	換気回数が0.7以上	換気回数0.5以上 以下0.7未満	その他～
(1)	1.2	2.8	0.88	1.4	3.0
(2)	0.20	0.50	0.15	0.25	0.50

2 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.12mgを超える量のホルムアルデヒドを発生させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの(次項及び第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)については、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

3 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第二種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.02mgを超える量のホルムアルデヒドを発生させないものとして国土交通大臣の認定を受けたもの(次項の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを除く。)については、第三種ホルムアルデヒド発散建築材料に該当するものとみなす。

4 第一種ホルムアルデヒド発散建築材料、第二種ホルムアルデヒド発散建築材料又は第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のうち、夏季においてその表面積1㎡につき毎時0.005mgを超える量のホルムアルデヒドを発生させないものとして国土交通大臣の認定を受けたものについては、これらの建築材料に該当しないものとみなす。

5 次条第1項第一号八に掲げる基準に適合する中央管理方式の空気調和設備を設ける建築物の居室については、第1項の規定は、適用しない。

(居室を有する建築物の換気設備についてのホルムアルデヒドに関する技術的基準)
第20条の8 換気設備についてのホルムアルデヒドに関する法第28条の2第三号の政令で定める技術的基準は、次のとおりとする。

一 居室には、次のいずれかに適合する構造の換気設備を設けること。
イ 機械換気設備(口に規定する方式を用いるもので口(1)から(3)までに掲げる構造とするものを除く。)にあつては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。
(1) 有効換気量(立方メートル毎時で表した量とする。)(2)において同じ。)が、次の式によつて計算した必要有効換気量以上であること。

$$Vr = nAh$$

この式において、 Vr 、 n 、 A 及び h は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Vr	必要有効換気量(単位 $m^3/時$)
n	前条第1項第二号の表備考一に号に規定する住宅等の居室(次項において単に「住宅等の居室」という。)にあつては0.5、その他の居室にあつては0.3
A	居室の床面積(単位 m^2)
h	居室の天井の高さ(単位 m)

(2) 居室内の空気を浄化して供給する方式を用いる機械換気設備にあつては、第129条の2の6第2項の規定によるほか、次に掲げる構造とすること。

ハ 中央管理方式の空気調和設備にあつては、第129条の2の6第3項の規定によるほか、ホルムアルデヒドの発生による衛生上の支障がないようにするために必要な換気確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる構造又は国土交通大臣の認定を受けた構造とすること。

ニ 法第34条第2項に規定する建築物又は各構えの床面積の合計が1,000㎡を超える地下街に設ける機械換気設

備(～。)又は中央管理方式の空気調和設備にあつては、これらの制御及び作動状態の監視を中央管理室において行うことができるものとする。

2 前項の規定は、同項に規定する基準に適合する換気設備を設ける住宅等の居室又はその他の居室とそれぞれ同等以上にホルムアルデヒドの発生による衛生上の支障がないようにするために必要な換気確保することができるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる住宅等の居室若しくはその他の居室又は国土交通大臣の認定を受けた住宅等の居室若しくはその他の居室については、適用しない。

(居室の天井の高さ)
第21条 居室の天井の高さは、2.1m以上でなければならない。
2 前項の天井の高さは、室の床面から測り、1室で天井の高さの異なる部分がある場合においては、その平均の高さによるものとする。

(居室の床の高さ及び防湿方法)
第22条 最下階の居室の床が木造である場合における床の高さ及び防湿方法は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、床下をコンクリート、たきその他これらに類する材料で覆う場合及び当該最下階の居室の床の構造が、地面から発生する水蒸気によつて腐食しないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものである場合においては、この限りでない。
一 床の高さは、直下の地面からその床の上面まで45cm以上とする。
二 外壁の床下部分には、壁の長さ5m以下ごとに、面積300cm²以上の換気孔を設け、これにねずみの侵入を防ぐための設備をすること。

(遮音性能に関する技術的基準)
第22条の3 法第30条(～。)の政令で定める技術的基準は、次の表の左欄に掲げる振動数の音に対する透過損失がそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以上であることとする。(表略)

(階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法)
第23条 階段及びその踊場の幅並びに階段のけあげ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第120条又は第121条の規定による直通階段にあつては90cm以上、その他のものにあつては60cm以上、住宅の階段(共同住宅の共用の階段を除く。)のけあげは23cm以下、踏面は15cm以上とすることができる。
(表略)

2 回り階段の部分における踏面の寸法は、踏面の狭い方の端から30cmの位置において測るものとする。
3 階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが50cm以下のもの(以下この項において「手すり等」という。)が設けられた場合における第1項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。

(踊場の位置及び踏幅)
第24条 前条第1項の表の(1)又は(2)に該当する階段でその高さが3mをこえるものにあつては高さ3m以内ごとに、その他の階段でその高さが4mをこえるものにあつては高さ4m以内ごとに踊場を設けなければならない。
2 前項の規定によつて設ける直階段の踊場の踏幅は、1.2m以上としなければならない。

(階段等の手すり等)
第25条 階段には、手すりを設けなければならない。
2 階段及びその踊場の両側(手すり設けられた側を除く。)には、側壁又はこれに代わるものを設けなければならない。
3 階段の幅が3mをこえる場合においては、中間に手すりを設けなければならない。ただし、けあげが15cm以下で、かつ、踏面が30cm以上のものにあつては、この限りでない。
4 前3項の規定は、高さ1m以下の階段の部分には、適用しない。

(階段に代わる傾斜路)
第26条 階段に代わる傾斜路は、次の各号に定めるところによらなければならない。
一 勾配は、1/8をこえないこと。
二 前3条の規定(けあげ及び踏面に関する部分を除く。)は、前項の傾斜路に準用する。

(特殊の用途に専用する階段)
第27条 第23条から第25条までの規定は、昇降機械室用階段、物見塔用階段その他特殊の用途に専用する階段には、適用しない。

(便所の採光及び換気)
第28条 便所には、採光及び換気のため直接外気に接する窓を設けなければならない。ただし、水洗便所で、これに代わる設備を設けた場合においては、この限りでない。

(特殊建築物及び特定区域の便所の構造)
第30条 都市計画区域又は準都市計画区域内における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集會場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場その他地方公共団体が条例で指定する用途に供する建築物の便所及び公衆便所の構造は、前条各号に掲げる基準及び次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。
一 便器及び小便器から便槽までの汚水管が、汚水を浸透させないものであること。
二 水洗便所以外の大便所にあつては、窓その他換気のための開口部からはえが入れられないものであること。

2. 地方公共団体は、前項に掲げる用途の建築物又は条例で指定する区域内の建築物のくみ取便所の便槽を次条の改良便槽とすることが衛生上必要であり、かつ、これを有効に維持することができると認められる場合においては、当該条例で、これを改良便槽としなければならない旨の規定を設けることができる。

(法第31条第2項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準)

第32条 尿尿浄化槽の法第31条第2項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽(尿尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。～。)について法第36条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの(以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。)は、次のとおりとする。

一 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。(表略)

二 放流水に含まれる大腸菌群数が、 1 cm^3 につき3,000個以下とする性能を有するものであること。

2 -

(漏水検査)

第33条 第31条の改良便槽並びに前条の尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。

建築士の塾